

## ○千葉科学大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

### (目的)

第1条 千葉科学大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（以下、「本規程」という。）は、千葉科学大学（以下、「本大学」という。）において行われる研究者等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンプライアンス」とは、法令、本大学の規則、教育研究固有の倫理、その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 「研究者等」とは、教職員、学部学生、大学院生、研究生、研究員、その他本大学に在学又は在籍して修学している者、若しくは研究に従事する全ての者をいう。
- (3) 「公的研究費」とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人等が本大学に配布する研究資金をいう。

### (不正行為)

第3条 本規程において「研究活動の不正行為（以下、「不正行為」という。）」とは、本大学研究者等が研究活動を行う場合において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われた次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 二重投稿：他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5) 不適切なオーサiership：論文著作者を不適切に公表する行為
- (6) 研究費の不正使用・不正受給（以下、「不正使用」という。）：学内規程及び関係

法令に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為

(7) その他：「千葉科学大学の人を対象とする研究倫理規程」に違反する研究を行う行為及び本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為

2 前項第1号、第2号、第3号を「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に則して「特定不正行為」と称する。

(遵守事項)

第4条 研究者等は、研究活動について別に定める千葉科学大学における研究者の行動規範を遵守しなければならない。

2 研究を行う研究者等は、本大学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。

3 研究者等は、研究データの正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、必要とされる場合には開示しなければならない。

4 公的研究費に係る研究者等は、本大学が実施する「コンプライアンス教育に関する研修会」を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、提出しなければならない。

(1) 本大学規則等を遵守すること

(2) 不正を行わないこと

(3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本大学や配分機関の処分及び法的な責任を負うこと

5 公的研究費に係る取引業者は、原則として不正行為を行わないことなどを誓約する本大学指定の「誓約書」を提出しなければならない。

(運営・管理及び防止体制)

第5条 本大学は、研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。

(1) 最高管理責任者は、学長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する。

(2) 統括管理責任者は副学長、副統括管理責任者は事務局長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認、最高管理責任者に報告する。

2 前項に定める責任者のもと、公的研究費の管理・監査の体制整備を目的に、次に掲げる責任者を定める。

(1) コンプライアンス推進責任者は、学部、研究科の長とし、コンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督を行う。その上で必要に応じ、実施状況を統括管理責任者及び副統括管理責任者に報告する。

(2) コンプライアンス推進副責任者は、学科長、専攻長とし、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な管理監督を行い得る体制を構築する。

3 第1項に定める責任者のもと、研究倫理の向上を目的に、次に掲げる責任者を定める。

(1) 研究倫理教育責任者は、学部、研究科の長とし、研究者等を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。その上で必要に応じ、実施状況を統括管理責任者及び副統括管理責任者に報告する。

(2) 副研究倫理教育責任者は、学科長、専攻長とし、研究倫理教育責任者を補佐し、研究倫理教育を実施する。

(3) 千葉科学大学研究活動の不正行為・研究費の不正使用の防止に関する責任体制図は別紙1の通りとする。

(不正防止計画推進部署の設置と役割)

第6条 本大学の不正防止計画推進部署（以下、「推進部署」という。）は、「庶務部」、「学外連携ボランティア推進室」及び「企画室」とする。

2 推進部署は、不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次のことを行う。

(1) 不正防止計画案の策定と見直し

(2) 不正防止計画の実施状況の確認

(3) モニタリングによる執行状況の検証

(4) 公的研究費の管理に関する各部門、監査室との連携

(不正行為の告発・相談窓口)

第7条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための窓口を置き、学部、研究科及び推進部署の長をこれに充てる。

2 窓口は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。

3 千葉科学大学研究活動の不正行為告発時の対応に関する体制図は別紙2の通りとする。

(告発)

第8条 不正行為の疑いがあると思われる者は、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称
- (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
- (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由

2 上記の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。

3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

第9条 最高管理責任者は、前条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。

2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、当該告発に該当する部門のコンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者により行うものとする。

3 予備調査は、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに通報に関わる書面等に基づき、不正行為の有無及び程度について行うものとし、最高管理責任者は予備調査の結果に基づき、告発等の内容の合理性を確認し本調査を行うか否かを告発等の受付から30日以内に決定するものとする。

4 本調査を行わないと判断した場合は、最高管理責任者は、その理由を付し、告発者に通知する。

(調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、本調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施する。

2 設置する調査委員会は、最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、該当部門のコンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者、専任教員の中から最高管

理責任者が指名する者、若干名をもって構成する。調査委員は、本大学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査対象が、公的研究費に係る研究及び特定不正行為である場合、前項の規定にかかわらず、調査体制については、公正かつ透明性の確保から、本大学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者（以下、「外部有識者」という。）を含む調査委員会を設置する。外部有識者は、本大学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 前項において、調査内容が公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為である場合、外部有識者は調査委員の半数以上であることとする。
- 5 調査内容が公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為である場合は、調査を開始する前に調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者へ通知する。
- 6 告発者及び被告発者は、調査委員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査）

第11条 本調査実施の決定後、調査委員会において本調査が開始されるまでの期間は30日以内とする。

- 2 本調査の開始にあたって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。
- 3 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に調査結果のとりまとめを行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。
  - (1) 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受けた場合は、第9条に基づき本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等及び文部科学省に報告する。
  - (2) 本調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等及び文部科学省に報告、協議しなければならない。

- (3) 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- (4) 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等及び文部科学省に報告する。
- (5) 配分機関等及び文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を当該配分機関等及び文部科学省に報告する。
- (6) 本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- (7) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等及び文部科学省に提出する。
- (8) 配分機関等及び文部科学省への報告様式は別紙3の通りとする。

(認定及び不服申し立て)

第12条 調査委員会は、調査結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行い、その内容を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、速やかに書面により告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項の認定の結果に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、窓口を通じ、最高管理責任者に対してその旨を申し立てることができる。

最高管理責任者は、不服の申し立てが公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為に係るものである場合は、当該配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。また、不服申し立ての却下・再調査開始の決定をしたときも同様とする。

3 不服の申し立ては、原則として書面により行わなければならない。

4 最高管理責任者は、前項の不服申し立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申し立てに係る審査を付託するものとする。

5 調査委員会は、第4項の不服申し立てを基に再調査を開始した場合、先の調査結果を覆すか否かを50日以内に決定する。

6 調査委員会は、第5項の結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、

速やかに書面により告発者及び被告発者に通知するものとする。不服の申し立てが公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為に係るものである場合は、当該配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第13条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、不正行為と認定された論文等が告発前に取り下げられていた場合等相応の理由があると認められた場合は、次の事項の一部を非公表とすることができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 本大学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査の方法及び手順
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

(不正行為に対する措置)

第14条 最高管理責任者は、第12条第1項又は第6項の判定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければならない。

- (1) 調査対象者の教育研究活動の停止勧告
- (2) 配分機関等及び文部科学省への通知
- (3) その他不正行為の排除のために必要な措置
- (4) 特定不正行為と認定された論文等の取下げの勧告

2 予備調査及び本調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや告発者が本大学に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づくものと認定された場合、最高管理責任者は告発者に対し、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等、適切な処置を行う。

(告発者等及び被告発者の保護)

第15条 研究者等は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したことなどを理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けないよ

う配慮しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。
- 4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(懲戒処分)

第16条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為を行った者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、学校法人加計学園就業規則及び学校法人加計学園職員の懲戒処分に関する規程、千葉科学大学学生の懲戒に関する規程に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。

(内部監査部門)

- 第17条 本大学における公的研究費の管理・運営並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査（以下、「内部監査」という。）については、監査室を最高管理責任者の指揮する内部監査部門として位置付け、監査室職員が実施する。
- 2 内部監査部門は、監事、監査人、その他の外部の専門家と連携し、定期的な会計書類のチェック及び不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する他、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。

(事務)

第18条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、第6条第1項で定める「庶務部」、「学外連携ボランティア推進室」及び「企画室」が行うものとする。

(雑則)

第19条 本規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者及び関係者により協議する。

- 2 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等につい



て本規程に記載のない事項については「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」に則して対応するものとする。

（改廃）

第20条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

「千葉科学大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」は、平成27年3月31日をもって廃止する。

「千葉科学大学研究倫理指針」は、平成27年3月31日をもって廃止する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。